

山形県中小企業まるっとサポート補助金 (収益力向上支援事業・通常枠) 第1次公募

1. 概要

県内中小企業・小規模事業者等の「収益力」の向上による持続的な賃上げ環境の整備等を図るため、中小企業・小規模事業者等が行う、国等の認定を受けた各種計画に基づく設備投資の取組のうち、山形県知事が認定したものにに対し補助金を交付します。

2. 補助対象者

山形県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等で以下の要件の両方を満たす事業者

- 「パートナーシップ構築宣言」を行い、ポータルサイト上で公表している
※「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/>
- 次のいずれかの計画を策定している
 - ①山形県知事が承認した経営革新計画（実施期間中のものに限る）
 - ②主務大臣の認定を受けた経営力向上計画（実施期間中のものに限る）
 - ③市町村長の認定を受けた先端設備等導入計画（実施期間中のものに限る）
 - ④上記計画に準じるものとして知事が認める計画（実施期間中のものに限る）

3. 補助対象事業

中小企業・小規模事業者等が実施する国等の認定を受けた各種計画に基づく設備投資であって、収益力の向上に資する取組

4. 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 1/2 以内（賃上げ加算の場合 2/3 以内）
- (2) 補助金額 : 10～300 万円以内
- (3) 補助対象経費 : 設備等導入費、委託・外注費
※補助対象経費の 1/2 以上が設備等導入費である必要があります。
※山形県内の事業所において実施する取組のみ対象となります。
※賃上げ加算による補助率引き上げの条件その他詳細は公募要領をご確認ください。

5. スケジュール(予定)

事業実施期間：補助金交付決定の日から令和9年1月29日（金）まで【期限厳守】

	実施予定時期
申請書受付開始	令和8年4月1日（水）
申請書提出締切	令和8年5月29日（金）午後5時必着
事業採択決定・補助金交付決定	令和8年7月中旬以降

- ※ 採択決定・交付決定の時期は、前後する場合があります。
- ※ 交付決定前に発注・契約・支出した経費及び事業実施期間を過ぎて支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。
- ※ 令和8年7月以降に第2次公募を予定しています。

【問い合わせ先】

＜申請・提出書類・事業の実施についての質問に関すること＞

山形県中小企業まるっとサポート補助金（収益力向上支援事業）事務局
〒990-8580 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 13 階 公益財団法人やまがた産業支援機構内
TEL 023-616-5117

＜山形県中小企業まるっとサポート補助金の制度に関すること＞

山形県産業労働部商業振興・経営支援課経営・創業支援係
〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1 TEL 023-630-2354
<https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/marusapo.html>